

祇園社「社家記録」に見られる直会・神供

鈴木 耕太郎

はじめに

祇園社の経済的基盤については、すでに祇園社領に着目した論考や祇園社の神人と座に関する論考^②、さらには酒屋や土倉といった金融業者をも支配下においていた山門・比叡山延暦寺との関係について論じたもの^③など多数ある。しかし、その経済活動の結果、祇園社内部に蓄えられていった「財」は、どのように祇園社で活動する人々——いわゆる社僧や公人、あるいは神人などに至るまで、または度々祇園社へと遣わされた山門の人間も含めて——に還元されたのか、そのような視点からの論考は少ない。本稿では、従来取り上げられてこなかった祇園社内部での「財」の動きについてその一端を明らかにすることを目的としている。そこで着目したのが、南北朝期に祇園社で記された「社家記録」の中に見られる「直会」および「神供」という表記である。祇園社執行職にもついた頭詮によるこの記録を見ることで、南北朝期の祇園社において、直会や神供がどのようなものとして記録され、またそれらにはどのような意味があったのか、祇園社の経済活動と結びつけながら以下、論じたい。

ところで、「直会」という言葉の定義はどのようなものであるか。現在では第一義に神の撤下物、具体的には食物で饗を行い、神の恩頼を拝戴する場を指し、また第二義に直会殿などの場における解斎饗膳の場を指

す、とされている^④。早くは『続日本紀』の中に「猶来比」として見られるこの儀礼は、今日では祭の後に設けられる酒宴を指す場合が多い。これは先の定義でいう第二義の神祭に際しての斎戒を解くための斎食儀礼という側面があるからであろう。いずれにせよ、直会は神事（場合によっては仏事）儀礼を伴うものとして考えられている^⑤。

ところが、「社家記録」から直会を見ると、現在考えられているような定義とはまた異なる様相を呈している。具体例として正平七年五月五日条を見てみよう。

正平七年（一三五二）五月五日条

一、社頭御節供。〔社家得分〕直会一膳、餅三盃、伏兔三盃、菓子以下毛立廿五、二種肴毛立〔筍〕一盃、自後戸送之。同祝布施〔社家分〕壹連小綱沙汰之、自執行代方被進之。

（傍線・太字は筆者による。以下、「社家記録」引用箇所同じ。）

ここでは、端午の節供に伴う社頭神事後に直会が「得分」として社家、すなわち執行職にある頭詮へと送られた、と記されている。直会がカミとの共食を行う場、解斎饗膳の場を指す、とする先の定義とは異なり、明確な社家の利益として描かれている点が特徴といえよう。祇園社内部

の「財」が、直会という形で祇園社にかかわる人間に還元されていることは、この記録からも明らかである。

それでは、直会と密接な関係にあると考えられる神供（神饌）の扱いは「社家記録」においてどうなっているのか見てみよう。「社家記録」には神供に関する表記は直会以上に多く見られるが、ここでは正平七年二月二六日条を見たい。

正平七年二月二六日条

廿六日。宮辻子路次、今日又於犬神人猶所相殘直之、犬神人三人_二神供一前給之、又、奉行宮仕_二一前給之。

この記録では、建仁寺との争いで破壊された宮辻子を修繕した犬神人ならびに監督者である宮仕に対し、神供が下行されていることが記されている。ここでの神供とは、祇園社にかかわる人間へ「賃金」の代わりに支払われるものであり、直会同様に祇園社の「財」の還元としてとらえることができよう。

以下、直会と神供の用例について詳しく検討したい。

第一章 「社家記録」に見られる直会

「社家記録」に見られる直会の例は、正平七年の一月から五月までの間に限られている。当然、この期間のみ直会が得分化していたとは考え難く、後述するようにこれは記録者である顕詮の立場が大きく関係しているといえる。

以下、直会が見られる諸例を列挙する。

A① 正平七年正月一日条

一、卯刺予出桐房。《社家分直会菓子（二前）、酒等（垂腹一）在得分記。》

A② (A①同日)

一、朝拜後戸座事、先々重々有沙汰。以住於執行座者、渡床大文畳用之、中古静晴社務時、常住長床也。而先年（康永四）予社務時有其沙汰、執行座者用大文（渡切床畳）、於権官座者用小文（渡内陣畳）畢。而権官等依申子細、其以後静晴社務之時、又常住長床也。又貞和三年予社務時用長床了。仍今夜不及渡内陣畳。例長床也。為社家役炭一庄被出之。白散典藥寮今年不参之間、自坊門借渡用了。《種倉二（高杯御直会）、菓子（紙立一）、右神供直会始之》

A③ 正平七年正月二日条

二日。朝拜直会御菓子一膳（十二種）、垂腹一、為執行分自後戸〔宮籠〕持來。同昨日。

A④ 正平七年正月三日条

三日。朝拜直会御菓子、同昨日。

A⑤ 正平七年閏二月一日条

一、正二六月番仕役朝幣（快菜沙汰）。直会酒一瓶、菓餅等、為社家分自後〔一折〕被送之。

A⑥ 正平七年三月三日条

一、山階田御節供備進之如例。故教晴法印跡（後家敷）沙汰之。大炊犬法師、社家分〔直会〕垂腹一、赤飯神供一膳（御神供定）自後戸送之。

A⑦ (A⑥同日)

一、小坂神子（住塔本庵室。前左大座）疲労欲餓死之由歎申間、自去廿八日日神供直会一統、毎日為社家計遣之。自明後日僧一口分直

会暫可給之由、仰付執行代了。

A ⑧ 正平七年四月一日条

一、社頭番仕朔幣（快栄沙汰）、社家分直会、垂腹以下送之如例。

A ⑨ 正平七年五月五日条（前掲史料）

五日。社頭御節供。〔執行得分〕直会一膳、餅三盃、伏兔三盃、菓子以下毛立廿五、二種肴毛立〔筍〕一盃、自後戸送之。同祝布施〔社家分〕壹連小綱沙汰之、自執行代方被進之。

まず、直会が与えられている時期に着目したい。A ③・A ④・A ⑦を除き、直会が分け与えられるのは毎月朔日か、あるいは節供に限られていることがわかる。朔日の場合、番仕役が社塔で朔幣を行っており、節会の場合は、先に見た端午の節供同様に、社頭において節供に伴う神事（あるいは仏事）儀礼が行われている。またA ③・A ④も正月一日から続くカミへの朝拝に関する記録であり、これもまた儀礼といえる。すなわちA群の史料（A ⑦を除く）は、儀礼の後に直会が与えられていると考えた良い。

このような各儀礼に伴う直会が、具体的にはどれほど与えられるのかは、ある程度のところまで先例に基づき決まっていたようだ。それはA ①（頭書）によって示されている。この史料では「得分記」なる記録書が当時、祇園社に伝えられていたことが記されている。今、その記録は残されていないが、「社家記録」に所収されている貞和三年（一三四七）八月二九日付の「静晴別当得分注進案」^⑧は、各儀礼における別当職の得分について、当時の執行である静晴が細かく定めようとしていることがわかる文書であり、このような各職の得分をまとめた文書が祇園社で作成されていたことを裏付けるものといえる。また、先例に基づいているとはいえ、執行職にある者が各得分の差配について権限を持っていたこと

がこのような史料から推察される。

その証左となるのが、A ⑦の例だろう。小坂神子へ「僧一口分の直会」を下行することを執行代へと申し付けているのは、他ならぬ執行職の頭詮である。また同史料には「神供直会」を「社家の計らい」として下行されていたことも記されており、得分差配の権限が頭詮にあったことがうかがえる。

ところで、「社家記録」と題する史料の中で、頭詮が記したものは康永二年（一三四三）、貞和六年（一三五〇）、正平七年、応安四年（一三七二）、応安五年のものがあるが、頭詮が執行職にあったのは、直会の例が見られる正平七年に限られる。「社家記録」を見る限り、直会を得分として受け取っているのは（A ⑦の例を除き）、社家・執行である頭詮のみである。他の社僧については、記録上その下行を見ることはできず、また頭詮が執行職になかった時代の「社家記録」にも記録されていないことから、基本的に直会は社家・執行のみに与えられる得分であり、稀に執行が他者へ下行することもあったと考えられる。

さて、「直会」という表記がある一方で、「神供」という表記があることは先に示したが、肝心のその差異についてはわからず、ともすれば同一のものとして見なされることもある。

例えば、黒田龍二は祇園社の後戸（夏堂）の機能について述べる際に、**【一】**神饌が一度、後戸に下げられ、社僧などに与えられる場として（本稿史料A ⑨などを提示）、**【二】**仏神事後に直会（饗宴）を行う場として（本稿史料B ③、B ⑬（後述）、A ②などを提示）、**【三】**合議を行う場として、主に祭儀の面で祇園社を運営してゆくための裏舞台の機能を果たしていたと指摘している。^⑩**【一】**、**【二】**の機能については、中世寺院における後戸の多様性を指摘した山岸常人も同様の指摘をしており、その指摘自体は首肯できるが、「直会」という表記と「神供」という表記の違いについ

ては検討されていない。黒田の論考は、服部幸雄に端を発する「後戸の神」、「後戸の信仰」に関する諸論考の影響があると考えられるが、信仰の問題を検討する上では、やはり直会と神供がなぜ区別されているのか、検討せねばなるまい。

次章では、直会と神供との違いについて検討したい。また直会あるいは神供が祇園社内部の「財」となっていることを踏まえ、どのように直会、神供となる米や酒などが祇園社内へと集められたのかについても検討が必要となる。この点も併せて論じたい。

第二章 「社家記録」に見られる神供

前章では執行職にある人間が、得分を差配できる立場にあったことを示した上で、直会が社家・執行にのみ与えられる得分であることを示した。一方で、「社家記録」上に見られる神供という表記もまた、直会と一見すると大きく異なっているようには見えない。そこで本章では、「社家記録」における神供とはどのようなものを指しているのかを検討した上で、直会との差違について目を向けてみたい。

以下、「社家記録」に見られる神供の例をあげる。ただし直会と異なり、その記述は「社家記録」の中でも多く見られる。今それらを全て列挙することは紙面の都合上難しいため、幾つかの用例に留めたい。

B① 康永二年七月八日条

感神院所司等謹解

欲早被成、院宣於使庁、被経御沙汰、被召返先度別当宣、全神役
三月三日御節供并祭礼御供神人散在綿商売事。

右神人者、建仁年中被始置之、被備進御節供并祭礼神供等以来、

云町人、云散在商人、共以為当社重色神人、相隨嚴重神役之条無異論者也。爰町人等恣可被停止散在商人之由就掠申、被成下別当宣云々。此条社役闕如、神人倒失之基、為朝為社、不可不歎。不可訴（不説也）。其故者先於散在致其業事、全非新儀。皆稟譜代商人跡、勤來神役者也。今更何町人等可申子細哉（是一）。次諸商人中、近年密々致自由業、而無所募之類、有被停止事云々。於当神人者、散在輩商売旧例之上、為譜代神人跡、殊勤嚴重社役之上者、不可被准抛自由新儀商人者哉（是二）。次諸商人中糸綾絹布之道、魚鳥米麦之類、於町雖致売買、於散在成其業之族、傍例又不可勝計者歟（是三）。所詮、於被停止散在綿商人者、神事忽可倒失之条勿論也。可謂珍事。然者早被成院宣於使庁、被経御沙汰、如元可致其業之由被成庁裁、全神役、弥欲奉祈御願。仍所司等粗勒子細謹解。

康永二年七月 日

B② 康永二年九月一日条

一日。今日念仏大頭神事。権別当定尊（定憲跡、定賀与奪）勤仕之。但童形也云々。（中略）今年入衆（定朝弟子）、仍神事闕如之間、俄勤仕之、祝五人、神供三斗、於定朝許（角房）經營之。当月番仕之外、用途廿貫ニテ勤仕了云々。（後略）

B③ 康永二年九月九日条

一、越前保役、今日社頭御節供、近年無沙汰之所、今年沙汰之。（保司）権長吏晴喜法印沙汰之、神供十三膳（勢分如日別神供、赤飯也）、内陣小瓶子（乗板納一櫃）三、内一者社家へ送之。残二於後戸行之。即酒有名無実云々。

B④ 観応元年二月一日条

一、内陣二神供十俵置之。大法師請取之。

B⑤ 正平七年二月八日条

一、宮辻子路次事。日吉十禪師彼岸所集會事書（二月七日）到来。
〔宮辻子者祇園重色社領也而〕号建仁寺塔頭料、塞彼辻子条無謂、以
犬神人可撤却云々。使二神供一統給之。

B⑥ 正平七年二月二五日条

一、宮辻子路次未直之。無謂之由山門事書二通（今月廿一日、同廿
三日）并法花堂可破却之由重事書、已上三通、寺家公人（鑑取二人、
專当二人）〔專当常德云々〕持来之間、於宮辻子事者、先日〔今月
十六日〕公人出京時直沙汰了。（中略）公人等酒肴不可然之由、雖
問答之不行。〔越中公〕帰了。其後猶公人等責之間、七百文給了。
神供三前給了。此外四膳、今日酒肴七百文、内々仰乙熊取当方了。

B⑦ 正平七年二月二六日条（前掲史料）

廿六日。宮辻子路次、今日又於犬神人猶所相殘直之。犬神人三人^三神
供一前給之。又、奉行宮仕^三一前給之。

B⑧（A⑥再掲） 正平七年三月三日条

一、山階田御節供備進之如例。故教晴法印跡（後家歟）沙汰之。大
炊犬法師、社家分〔直会〕垂腹一、赤飯神供一膳（御神供定）自後
戸送之。

B⑨ 正平七年三月一二日条

一、社頭木屋破損之間、材木樽等紛失之間、可運置本御輿宿之所、
申談太子堂円觀房之所、鑑触穢（依長老入滅事）之上者、四壁板ヲ
放テ可取運之由申間、今日為執行代奉行、板ヲ放テ以專当、宮仕、
宮籠等、運渡本御輿宿（廻廊辰巳角）畢。公人等粉骨間、神供四膳
給了。材木注文仙舜注之。

B⑩ 正平七年三月一五日条

一、洛中者物騒之間、中門脇門等、以古材木構之。宮仕^三神供一膳給
了。

B⑪ 正平七年九月一日条

一日。今日念仏大頭頭人無之間、任近例仰付執行代頭聖法眼、以当
月番仕料足。神供如形備進之、祝社家一人申之、代官頭聖法眼則申
之、布施（一連）追加沙汰云々。社家分神供一膳取之了。菓子等入
籠。

B⑫ 正平七年一〇月一日条

一日。念仏頭為長講三人沙汰、以今月番仕勤仕之。祝社家一人申之
（代官三川法眼頭聖申之）。祝布施一連、自長講中送之、神供一膳、
御酒一瓶、菓子（紙立也）、餅、伏兔（各三盃）自後戸送之。又神供
一膳、菓子、餅（三盃）、伏兔（三盃）、自後戸送之。酒無之、常行
堂念仏、去年無之間、堂供一膳分、去年取社家了〔初例也〕。仍任後
例、今年為社家取之、已上二膳也。

B⑬ 正平七年一二月一日条

一日。天下静謐、吉事重疊、幸甚々々。
仏名神事。伯耆少別当慶増〔静晴門弟〕勤仕。神供五斗、御料伏兔
餅三種、後戸饗膳（号櫛分）沙汰之。
以五人申之（権長吏隆晴法印、静晴法印、執行頭詮、晴春法印、頭
賀法眼、皆大別当也）。
布施各一連、社家分貳連也。（加布施定）予代官頭聖法眼祝申之、自
余皆以代官也。社家分神供一膳、餅三盃、伏兔三盃、籠五種有之。
酒一瓶（垂腹、五升納）後戸饗（号櫛分）小漬等有之。肴菓子（伏
兔餅）三種肴。

まずB①の史料から見てみよう。この史料は、康永二年に見られる綿
座の本座神人と綿座新座神人並びに祇園社との間の訴訟に関する当時の
執行職、静晴の訴状である。この時、頭詮は年預として主に綿新座に関

する諸事に携わっており、本座神人並びに一部の祇園社社僧らと激しく対立していた^④。後に執行職を巡って顕詮と激しく争うことになる静晴だが、B①を見る限りこの時は顕詮と同じく新座の権益を守り、本座を追及する姿勢を取っていることがわかる。このB①では新座神人が建仁年中以来、「御節供並びに祭礼の神供等を備え進め」ていることから、新座神人もまた祇園社を本所とする神人であることを述べている。このように祭礼・節供に際して備えられる神供は、祇園社を本所とする神人によって用意されていた。

元享三年（一三三三）、当時の執行晴頭が記した「社家条々記録」には、「日別十三前神供」が祇園社へ供えられるようになったことが記されている。これはB③に見られる「神供十三膳（勢分如日別神供、赤飯也）」という表記と合致しており、毎日神饌としてカミへ米が供えられており、そのため社領などから恒常的に徴収する必要があったものと考えられる。以上を踏まえると「社家記録」では、狭義ではカミへと捧げられた神饌そのものを神供というが、広義には神饌として捧げられる予定のもの、すなわち社領などから徴収されている米なども神供と称されていることがわかる。

さて、先に見たB③では、本来節供に際して備える神供は「越前の保」が担うべきところを「近年沙汰する所無」い状態であったため、「保司」権長吏晴喜法印」が沙汰した、との記述が見られる。ここから神人だけでなく、祇園社社領からも神供が送られてきていた——あるいは、送られてくるべきはずであった——ことが分かる。

このような祇園社社領による神供負担については、先にあげた「社家条々記録」の中にも見られる。ここでは、いわゆる「四箇保」（丹波国波々伯部保、近江国坂田保、近江国守富保、備後国小童保）と呼ばれる祇園社の社領が白河院時代の承徳二年（一〇九八）に寄進されたという記録と共に^⑤

それら四箇保が「神供日次」を課せられていたと記録されている。一例として以下にあげるのは坂田保の記録である。

一、神供日次（八月中旬、九月中旬、十月中旬、十一月中旬、十二月中旬、都合五十ケ日、料米四十二石九斗五寸、閏月中旬如丹波保）。
此外御塔供料以下、恒例臨時社役繁多在之（見相折帳）。

「日次」の「神供」以外にも「御塔供料」以下の「恒例臨時社役」が頻繁に求められていたことがうかがえる。もちろん、「社家記録」が書かれた時代と時間差があり、B③からも康永二年当時は「社家条々記録」に見られるそれと同じように集められてはいないことは明らかだが、本来、神供は毎日祇園社へと送られるべき性質のものであったことはわかる。元徳三年／元弘元年（一三三二）に絵師隆圓によって描かれた「祇園社絵図」には、祇園社西側に「神供所」が描かれており、先に見た神人や社領からの神供がここに備蓄されていたと考えられる^⑥。また、B④にも見られるように、必要に応じて内陣などにその神供を移したのである。なお、例外的な事例として米など食物以外の神饌を表すものと考えられる表記にB⑤の「神供一統」がある。前章A⑦にも「神供直会一統」とあるが、「一統」という単位が何を指しているか詳細はわからない。ただ、「膳（前）」や「斗」といった単位とは明らかに異なるため、食物を指すものではなからう。推測に過ぎないが、カミへと捧げられた金を紐状のもので通したのではないだろうか。いずれにせよ「社家記録」に見られる神供とは、神饌、つまりカミへと備えられた米などの食物、あるいは金銭などを指しているといえる。

さて、このように日々、祇園社へと送られ、ある種の「財」となった神供だが、B群の史料からこれらは前章で見た直会と異なり、社家・執

行だけでなく山門公人や犬神人、宮仕へも下行されていることがわかる。特にB⑤以降、つまり顕詮が執行職にあった正平七年の記録からは、これら顕詮以外の者への神供について「給う」「沙汰す」という表現がなされている。即ち、ここで神供を下行しているのはやはり顕詮であることが確認できる。

次に神供が下行される時期について見てみよう。例えば、B②やB③、B⑪、B⑫、B⑬のように直会同様、朔日や節供において神供が与えられる場合もあるが、B⑤、B⑥、B⑦のように儀礼とは異なる場合であっても、その活動に従事した者に神供は下行されている。このとき、前者は社家・執行である顕詮に渡されているのに対し、後者は山門公人や専当・宮仕などの祇園社公人、あるいは宮籠、犬神人などへの下行と、その対象が異なっている。特に後者については、B⑥からもわかるように、以前より決められていた神供下行ではなく、臨時の下行であることがうかがえる。また、この神供の下行は、下行の対象者が祇園社に関する儀礼以外の活動を行った場合に限られており、前章で見たA⑦とは異なり、あくまで儀礼以外の労働への対価のように考えられる。

このような点では前章で確認した直会とは得分としての性質を異にしているといえよう。一方で、前章でも触れた社家・執行職への得分としての直会と、同じく社家へと渡されている神供との差異はどう考えるべきか。前章で見たように、直会も神供も、後戸から社家・執行に対し得分として送られている点では同じである。

ここで前章でも触れたB⑧(A⑥)を再度見てみよう。ここでは、「炊犬法師」が「社家分〔直会〕垂腹一」と「赤飯神供一膳〔御神供定〕」を後戸より送られていることが記されている。繰り返しになるが、「社家記録」に見られる神供とはカミへ備えられた食物(特に赤飯)、あるいは金銭などを指す。つまりこのB⑧やB⑬などに見られる、社家へと渡さ

れている神供とは、カミへと備えられる神饌がそのまま撤下されたものと考えて良い。

それでは、直会かどうか。最もシンプルに考えるならば、神供という表現を伴っていないことから、社家・執行の得分として神饌とは別に用意されているものを直会と称しているのではないか。この点については次章に見る「神供直会」という表記と関連させながら改めて検討したい。

第三章 「社家記録」に見られる神供直会

既に第一章で示した史料A②、A⑦にも記されているように、「社家記録」には「神供」や「直会」とは別に「神供直会」という表記が見られる。この神供直会が意味するところは何か。

以下、「社家記録」の神供直会の例を幾つかあげてみよう。

C① (A②再掲) 正平七年正月一日条

一、朝拜後戸座事、先々重々有沙汰。以住於執行座者、渡床大文量用之、中古静晴社務時、常住長床也。而先年(康永四)予社務時有其沙汰、執行座者用大文(渡切床畳)、於権官座者用小文(渡内陣畳)畢。而権官等依申子細、其以後静晴社務之時、又常住長床也。又貞和三年予社務時用長床了。仍今夜不及渡内陣畳。例長床也。為社家役炭一庄被出之。白散典葉寮今年不参之間、自坊門借渡用了。《種着二(高杯御直会)、菓子(紙立一)、右神供直会始之》

C② 正平七年二月一六日条

一、山上公人酒肴一結所望之間給了。今日下洛寺家公人計也。社家宮仕令出京者、酒肴各別二可所望歟之間、雖令勘酌、不見来之間、寺家方四人一結下行了。此外神供直会所望之間、三膳給了。当社専当

二膳、宮仕^二膳給^了

C③ 正平七年二月一七条

一、神供直会五膳、給犬神人了。宮仕專当二各一膳給之。山登二人ハ今日不可取之由仰了。

C④ 正平七年二月二九日条

廿九日。法花宗住所可破却由事書、又到来。第三度也。山門公人不相副罷向事無先規之由、犬神人等申之旨返答了。使者尺迦堂御聖供備進公人云々。神供直会不及所望間、不及給之。此事今日則事書案文副狀、遣目代許之所、申入竹中殿、可申左右之由、以詞返答之。

C⑤ (C③同日条)

一、賀茂法印被申樋口町(源氏町)地子事、今日宮仕四人遣之、(被寄進祇園社之由)問答之所、他行之由返答云々。神供直会一前宮仕^三給之。

C⑥ (A⑦再掲) 正平七年三月三日条

一、小坂神子(住塔本庵室。前左大座)疲勞欲餓死之由歎申間、自去廿八日日神供直会一統、毎日為社家計遣之。自明後日僧一口分直会暫可給之由、仰付執行代了。

C⑦ 正平七年四月四日条

一、社頭安居夏堂樋□料足、夏供新□無之間、以神供直会、為執行沙汰、今日買之。

C⑧ 正平七年四月一七日条

一、賢聖房承能法印父子、兒童殺害事、昨日(十六日)日吉社頭集會事書到来。明日公人可下洛。犬神人可催儲之由、使者申之。神供直会一統所望之間給之。(後略)

C⑨ 正平七年四月一九日条

一、山上公人(十六七人有之)未能向以前、社家例酒肴事申之間、

返答云、當時座主別当御辞退之間、執行又所閣奉行事也。此上酒肴難致沙汰由申之所、於坂本(寺家)、今朝粗雖有其沙汰。一昨日事書不被返之、被請取上者、遂行不可有子細歎之由、寺家被仰之間、先暫者難被申子細之由申之間、五連給之所、任本式一結可取之由申間、無力一結給了。此外神供直会一膳給了。

C⑩ 応安五年十一月一日条

一、今日広峯□□神事之間(又当社大焼神事之間)上□了。持仏堂へ神供備進之。召宮籠等神楽沙汰之。用途一連給之。又神供直会酒等給之。

まず第一章でも見たC①は、は頭書に「神供直会始之」とあり、恐らくは元旦の朝拜の儀礼後に後戸で行われた饗宴、すなわち本稿冒頭で述べたような齋食儀礼を指すものと考えられる。また、C⑦では、夏堂(後戸)の安居における「樋竹の料足」について、「神供直会」をもって「之を買う」、すなわち神供直会が「樋竹の料足」の代替となっていることがわかる。

このように、「神供直会」という一語は、多岐にわたる意味を持っているようだが、圧倒的に多い事例は、神供同様に犬神人や宮仕、山門公人らに下行される神供直会である。そこにはどのような特徴があるのか。

まず犬神人や宮仕、山門公人らには、神供同様に社家・執行から臨時支出という形で下行されているという点があげられる。例外としては、頭詮が執行職を退いた後のC⑩で、宮籠などに神楽を舞わせた上で神供直会を下行している。ただ、この神楽は祇園社としての公的な催しではなく、あくまで頭詮個人が求めた私的催しと考えられ、神供直会も祇園社内の「財」ではなく、頭詮個人の「財」ではないかと推察できる。

またC⑨に見られるように山門公人などに神供直会が下行されるの

は、やはり神供同様に儀礼以外の活動、労働が見られた場合のみとなっている。この点からも神供直会はやはり神供同様に恒常的な利益でないことがわかる。それでは、神供と神供直会の違いはどこにあるのだろうか。この点を検討する上で、重要な点は神供「直会」という表記である。

前章でも示した通り、神供が神饌、主に赤飯などを指すのに対し、直会は社家・執行に対し、神饌とは別に用意された得分と考えることができる。ただし、酒や菓子なども神供として用いられることは十分に考えられるため、米と同様に祇園社内恒常的に備蓄されていたのであろう。神供「直会」とは、日々、神饌としてカミへ備えられる赤飯だけでなく、社家・執行の得分である直会、つまり酒や菓子を臨時で山門公人、犬神人らに下行したものと考えることができよう。C群では「神供直会一膳」という表記が多く、これらは具体的に何を指しているか分からない。ただ、神供である赤飯と、直会である酒や菓子などをまとめて一つの膳として出していると考えられる。

もちろん、直会が社家・執行に与えられる場面は、第一章でも見た通り節供、朔日といった儀礼が行われる時に限られる。これらは先例により決められた、特別な意味を持つ得分であろう。そのような社家・執行のみ認められた得分を、儀礼以外の場で神供を伴って下行する、という意味は大きいと考えられる。すなわち、神供直会が下行されるという記述は、それだけ祇園社においても重大な事項であるということを表していると考えられることもできよう。

おわりに

以上、「社家記録」内に見られる得分としての「直会」、「神供」、「神供

直会」について論じてきた。「社家記録」以外の祇園社に関連する諸史料では、「直会」や「神供」について言及しているものは少なく、史料的な制限があるため、本稿でもいささか牽強付会な部分がないとはいえない。しかし、これらが——労働の対価としての利益であったとしても——役あるいは職に対するある種の「得分」として機能していたことは、中世祇園社の財政基盤がシステムチックに構築されていたことを示す重要な事例であることは、本稿で示せたのではないか。

もちろん、多くの課題は山積している。その一つが、社家・執行である顕詮以外の社僧への得分である。本稿では直会は社家・執行にのみ見られる得分と示したが、執行代や権別当などには果たして直会、神供、あるいは神供直会が下行されなかったのか、「社家記録」には明示されていない。この点については、今後の課題としたい。また、直会や神供と各儀礼との関連性については、本稿では触れなかった。そもそも、現在の私たちの眼からは、「社家記録」は祇園社の経済活動が記録の中心であり、儀礼や祭祀に関する記述は限られていると見てしまう向きもあるだろう。しかし、顕詮の経済活動そのものが、当時の宗教者の実態であり、宗教的活動、儀礼や祭祀に連なっている、という視点も持つべきである。「社家記録」をあえて儀礼の書として読むという試みは、祇園社という場そのものの性質をも問う重大な問題に挑むことにもなるだろう。この点については、祇園社祭神とも結びつけつつ、別途稿を改めることとしたい。

註

- ① 小杉達「祇園社領「四ヶ保」の成立について」(『神道史研究』一六・五、一九六八年)、西山克「院政期における便補保の形成——祇園社領四ヶ保の成立について(上)」(『神道史研究』二二・二、一九七四年)、西山「院政期における便補保の形成——祇園社領四ヶ保の成立について(下)」(『神道史研究』二二・三、一九七四年)、久保田収「八坂神社の研究」(『神道史

- 学会、一九七四)、川島敏郎「祇園社領「四力保」の形成と相伝について」(『古文書研究』一四、一九七九年)など。
- ② 座に関する論考は、主に康永二年の綿座の本座神人と新座神人との訴訟を巡るものが多い。濱中寛淳「祇園社と綿座について」(『龍谷史壇』三二、一九三〇年)、豊田武「祇園社をめぐる諸座の神人」(『座の研究』吉川弘文館、一九八二年。初出は『経済史研究』一八・六、一九三七年)や赤松俊秀「町座の成立に就いて」(『日本歴史』二二、一九四九年)、中村直勝「祇園社の座」について」(『神道史研究』一〇・六、一九六二年)、脇田晴子「日本中世商業発達史の研究」(御茶の水書房、一九六九年)、利光三津夫・吉田通子「康永二年祇園社綿座論考」(『法学研究』六〇・八、一九八七年)など。
- ③ 三枝暁子『比叡山と室町幕府』(東京大学出版、二〇一一年)など。
- ④ 小野祖教『神道の基礎知識と基礎問題』(神道新報社、一九六三年)。
- ⑤ 直会については他に、倉林正次『饗宴の研究 儀礼編』(桜楓社、一九六五年)や倉林「直会文化論」(『國學院雑誌』九一・七、一九九〇年)、西角井正慶・倉林正次・二木謙一・坪井洋文「神道要語集 一七 なほらひ(直会)」(『國學院大學日本文化研究所紀要』二二、一九六八年)、真弓常忠「神道祭祀」(朱鷺書房、一九九二年)などに詳しい。
- ⑥ 祇園社の祭神である牛頭天王は、神とも仏ともつかぬ存在であり、神仏という区分はできない。そのため本稿では「カミ」と記す(拙稿「牛頭天王縁起」に関する基礎的研究」(『立命館文学』六三〇、二〇一三年)。さらに斎藤英喜は平安期から鎌倉期にかけて祇園社の祭神名そのものもがそもそも流動的であったことを指摘し(斎藤『荒ぶるスサノヲ、七変化』(吉川弘文館、二〇一二年)、室町期作成と思われる「祇園社略記」から、祇園社祭神が「神家」には「素盞烏鳴」と、「仏家」には「牛頭天王」と、「曆家」には「天道神」と称されていたことを明らかにしている(斎藤前掲書。なお「祇園社略記」は、官幣大社八坂神社社務所編『増補 八坂神社文書 上巻』(臨川書店、一九三九年)に所収)。
- ⑦ 実際に、米や菓子、酒(垂腹瓶子)を誰かに与えるといった記述は数多くあるが、それがどのような性質のものであるか具体的に記されていない場面は数多く見られる。直会であることを省略されている可能性も十分に
- 考えられる。そのため、本稿で扱う「社家記録」記載の諸例以外にも直会を示した箇所があるだろうことを事前にお断りしたい。
- ⑧ 八坂神社文書編纂委員会『新修 八坂神社文書 中世篇』(臨川書店、二〇〇二年)より。
- ⑨ 「社家記録」では同年二月二十八日条から観応元年へと改元している。
- ⑩ 康永二年については例えば七月二二日条に「社解並執静晴」とあり、執行職が静晴であることがわかる。また貞和六年では、正月一日条に「修正。執行静晴法印」とあり、やはり静晴が執行であった。なお、頭詮は正平一六年・康安元年(一三六二)に執行職を退いており、応安年間の記録は一線を退いた後のものと推察される。
- ⑪ 黒田龍二「八坂神社の夏堂および神子通夜所」(『中世社信仰の場』、思文閣出版、一九九九年。初出は『日本建築学会計画系論文報告集』三三三、一九八五年)。
- ⑫ 山岸常人「『中世仏堂』における後戸」(『中世寺院社会と仏堂』、塙書房、一九九〇年。初出は『佛教藝術』一六七、一九八六年)。「山岸も食事や布施といったものを出仕者へと渡す場として後戸が機能していたことは指摘しており、【一】、【二】の役割は中世寺院の後戸に共通して見られる機能のようである。
- ⑬ 服部幸雄「後戸の神——芸能神信仰に関する一考察——」(『文学』四一・七、一九七三)、同「宿神論——芸能神信仰の根源に在るもの——(上)」(『文学』四二・一〇、一九七四年)、同「宿神論——芸能神信仰の根源に在るもの——(中)」(『文学』四三・一、一九七五年)、同「宿神論——芸能神信仰の根源に在るもの——(下)」(『文学』四三・二、一九七五年)。また服部論に批判的展開を加えたものとして高取正男「民俗と芸能——芸能未発の部分——」(『芸能史研究会編』『日本芸能史 第一巻 原始・古代』、法政大学出版局、一九八一年)、同「民間信仰史の研究」(法蔵館、一九八二年)や小田雄三「中世の猿楽について——国家と芸能の一考察——」(『年報中世史研究』一〇、一九八五年)、同「後戸考——中世寺院における空間と人間——(上)」(『名古屋大学教養部』『紀要A(人文科学・社会科学)』二九、一九八五年)、同「後戸考——中世寺院における空間と人間——(下)」(『名古屋大学教養部』『紀要A(人文科学・社会科学)』三〇、一九八五年)

などがある。

⑭ 前掲註②利光・吉田論文。

⑮ なお、明治八年（一九七五）年の式部寮制定神社祭式達が出るまで、神供は調理された上で供えられる「熟撰」が一般的であったという（前掲註⑤真弓書）。「社家記録」上ではそこまで読み解くことは難しいが、恐らくは米などは生米ではなく、炊飯されたものが供えられ、直会として下行されたものと考えられる。

⑯ 竹内理三編『増補 続史料大成第四四卷 八坂神社記録二』（臨川書店、

一九七七年）より。なお、小杉や久保田は、白河院による寄進ではなく、堀河天皇による寄進と説いている（前掲註①小杉論文、前掲註①久保田書）。

⑰ 竹内理三編『増補 続史料大成第四三卷 八坂神社記録一』（臨川書店、一九七七年）より。「祇園社絵図」は巻頭に掲載されている。

⑱ 前掲註⑬黒田論文。

（本学大学院博士後期課程）